

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月10日

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス（注）1

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO. , LTD. （注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星崎 尚彦（注）1

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階
（注）1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611（代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券及び新株予約権証券（行使価額修正条
項付新株予約権付社債券等）1,586,278,000円（注）
2、4

【届出の対象とした募集金額】

（第1回新株予約権）	0円（注）3
	159,318,000円（注）4
（第2回新株予約権）	0円（注）3
	128,260,000円（注）4
（第3回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等））	0円（注）3
	950,000,000円（注）4
（第4回新株予約権）	0円（注）3
	201,300,000円（注）4
（第5回新株予約権）	0円（注）3
	148,400,000円（注）4

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1. 本届出書提出日現在におきまして、株式会社ビジョナリーホールディングスは未成立であり、平成29年11月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点の予定を記載しております。

2. 本届出書の対象となる新株予約権証券は、本株式移転に際し、株式会社メガネスーパーの新株予約権の新株予約権者に対して、株式会社メガネスーパーの新株予約権の代わりに、その保有する新株予約権の合計と同数の株式会社ビジョナリーホールディングスの新株予約権証券を交付するものです。

3. 新株予約権証券の発行価額の総額です。

4. 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	215,260個 (注) 2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成29年11月1日(水)
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 当社は、平成29年11月1日付けで株式会社メガネスーパーを株式移転完全子会社とし、当社を株式移転設立完全親会社とする株式移転を予定しております。
- 2 本届出書に係る新株予約権は、当社が株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に係る新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第11回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第12回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第13回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権、当社が株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社メガネスーパー第14回新株予約権に代わる株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権であります。
- 3 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行済新株予約権数が変化した場合、持株会社である当社が交付する上記新株予約権数は変動いたします。
- 4 割当対象者は、本株式移転の効力発生日の直前日のメガネスーパーの新株予約権原簿に記載又は記録されたメガネスーパーの新株予約権に係る新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、平成29年6月19日に開催されたメガネスーパーの取締役会の決議及び平成29年7月26日に開催される予定のメガネスーパーの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,006,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	159,318,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容(6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第9回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,420,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	128,260,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 53円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）</p>
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。</p> <p>交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少数人投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーター投資組合」（以下「APファンド」という。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下「取得日」という。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株（当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。）。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本有価証券届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は40円（但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 10,000,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は400,000,000円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。</p> <p>但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	950,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

(注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権の発行数は変動いたします。

- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。
- 3 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由
本新株予約権は、本株式移転後も株式会社メガネスーパー第12回新株予約権の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、株式会社メガネスーパー第12回新株予約権と同等の内容を定めた上で、株式会社メガネスーパー第12回新株予約権1個に対して、本新株予約権1個を割当て交付することにしたものであり、資金調達を目的とするものではありません。
- 4 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 6 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 7 その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先が本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要します。
- 8 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、株式会社証券保管振替機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の口座に入金された日に発生します。
- 9 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
- 10 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
- 11 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,300,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、61円とする。 但し後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,300,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 61円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）</p>
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。
------------------	--

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、53円とする。</p> <p>但し後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>148,400,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 53円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2020年12月4日から2025年12月3日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)</p>
新株予約権の行使の条件	<p>後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

- (注) 1 本株式移転の効力発生に先立ち、株式移転完全子会社となるメガネスーパーの発行する株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の総数が変化した場合には、当社が交付する株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権の発行数は変動いたします。
- 2 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権は、メガネスーパーの平成29年6月19日開催の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)及び平成29年7月26日開催予定の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であります。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、本株式交換に際して、メガネスーパーの新株予約権者が有する株式会社メガネスーパー第9回新株予約権、株式会社メガネスーパー第11回新株予約権、株式会社メガネスーパー第12回新株予約権、株式会社メガネスーパー第13回新株予約権及び株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社がこれらと実質的に同一の経済的効果を持つ当社新株予約権を交付するものであり、資金調達を目的とはしていません。したがって、新株予約権は無償で発行され、新規発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権者の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 本株式移転の目的及び理由

当社グループの属する眼鏡小売市場におきましては、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっていくことが予想されます。

このような経営環境のもと、当社は「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化による事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組む意向を有しております。

同時に、「アイケア」重視のサービス型店舗モデルのプラットフォーム化（以下「目の健康プラットフォーム」といいます。）を通じて、アイケア領域で親和性が高いメガネチェーン店や異業種企業との資本・業務提携を強化しており、富山県内に22店舗を展開する株式会社メガネハウスを当社グループに加えるなど、同プラットフォームを通じた事業規模の拡大並びに事業基盤の共有化（以下「ロールアップ」といいます。）を戦略的に展開し、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位の確立を目指しております。

また、技術革新を通じた新たな市場の開拓を目指し、「視覚拡張」をキーコンセプトに「見え方」「かけ心地」にこだわったメガネ型ウェアラブル端末「b.g.（ビージー）」の商品開発を進めておりましたが、ウェアラブル端末領域の早期事業化を図るため、株式会社EnhanLabo（エンハンラボ）を当社グループに加えております。

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓を戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

純粋持株会社体制への移行後、新たに設立される当社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。また、純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とし、早期の復配を目指す方針です。

なお、純粋持株会社体制への移行は、平成29年7月26日開催予定メガネスーパーの株主総会における承認を前提にしております。本件株式移転により、メガネスーパーは当社の完全子会社になるため、メガネスーパーの普通株式は上場廃止となりますが、当社は、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）の審査によりますが、当社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成29年11月1日を予定しております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社ビジョナリーホールディングス (英文名：VISIONARYHOLDINGS CO., LTD.)
(2) 事業内容	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売等、並びにこれら事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
(3) 所在地	東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階

(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 星崎尚彦	現 (株)メガネスーパー 代表取締役社長
	取締役 東原俊哉	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役 小坂雄介	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役 三井規彰	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役(社外) 永露英郎	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役(社外) 松本大輔	現 ルートエフパートナーズ(株) 同社代表取締役
(5) 資本金の額	未定	
(6) 決算期	4月30日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とメガネスーパー及びその関係会社の状況は以下となる予定です。

メガネスーパーは、平成29年7月26日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成29年11月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃借	業務 提携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) (株)メガネスーパー	神奈川県小田原市	812	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売等	100.0	6	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、メガネスーパーは、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるメガネスーパーの最近事業年度末日時点(平成29年4月30日現在)における関係会社の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 目の健康(株)	東京都港区	0.25	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理等	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等小売事業における経営コンサルティング事業を行っています。 役員の兼務 0名
(株)メガネハウス 1	富山県富山市	12	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売等	66.7	メガネスーパーグループの眼鏡等小売事業を行っています。 役員の兼務 2名

(株)Enhanlabo	東京都港区	10	眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の企画・開発・製造・販売等	100.0	メガネスーパーグループのウェアラブル端末事業を行っています。 役員の兼務 2名
(株)関西アイケアプラットフォーム	東京都港区	10	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売等	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等小売事業を行っています。 役員の兼務 2名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 1 目の健康株は、メガネハウスの議決権33.3%を所有しております。

3. メガネスーパーの子会社を当社の子会社として再編する予定です。なお、具体的な内容及び時期につきましては、決定次第開示いたします。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、メガネスーパーは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

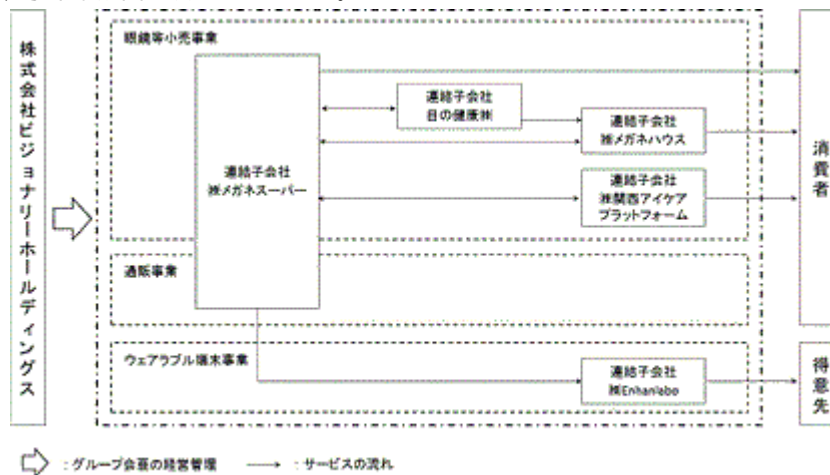
役員の兼任関係

当社の取締役は、メガネスーパー及びグループ各社の取締役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社であるメガネスーパーと関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次のとおりです。



2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

メガネスーパーは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年11月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、メガネスーパーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年6月19日開催のメガネスーパーの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるメガネスーパーの株主名簿に記載又は記録されたメガネスーパーの株主に対し、その所有するメガネスーパーの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成29年7月26日開催予定のメガネスーパーの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社メガネスーパー(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うに当たり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙1「株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社ビジョナリーホールディングス」とし、英文では
VISIONARYHOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は、東京都港区芝浦四丁目17番3号芝浦NAビル3階とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、3億5000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式数は、次のとおりとする。

普通株式	3億5000万株
A種優先株式	800株
B種優先株式	1株
C種優先株式	1000株
A種劣後株式	1億1000万株
B種劣後株式	1億株

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

星崎 尚彦
東原 俊哉
小坂 雄介
三井 規彰

永露 英郎

松本 大輔

- 2 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

吉田 豊稔

杉崎 茂

平岡 久夫

- 3 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

ひびき監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日（第6条に定める日をいう。以下同じ。）の前日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式・A種優先株式・B種優先株式・C種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式1株につき、それぞれ乙の普通株式・A種優先株式・B種優先株式・C種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式1株を、割当交付する。

- 2 本計画の作成後、乙の成立の日の前日までに、甲のB種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式の取得比率が別紙1「株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」の各規定に基づき調整された場合には、乙のB種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式の取得比率も、調整後の甲のB種優先株式・A種劣後株式・B種劣後株式の取得比率と同率に調整されるものとする。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

第5条 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第9回新株予約権（その内容は、別紙2「甲第9回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第9回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第9回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第9回新株予約権の合計数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は、別紙3「乙第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第1回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第9回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第9回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個を割り当てる。

- 2 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第11回新株予約権（その内容は、別紙4「甲第11回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第11回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第11回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第11回新株予約権の合計数と同数の乙の第2回新株予約権（その内容は、別紙5「乙第2回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第2回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第11回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第11回新株予約権1個につき、乙第2回新株予約権1個を割り当てる。

- 3 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第12回新株予約権（その内容は、別紙6「甲第12回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第12回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第12回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第12回新株予約権の合計数と同数の乙の第3回新株予約権（その内容は、別紙7「乙第3回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第3回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第12回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第12回新株予約権1個につき、乙第3回新株予約権1個を割り当てる。

- 4 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第13回新株予約権（その内容は、別紙8「甲第13回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第13回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第13回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第13回新株予約権の合計数と同数の乙の第4回新株予約権（その内容は、別紙9「乙第4回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第4回新株予約権」という。）を発行し、交付する。また、乙

は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第13回新株予約権の新株予約権に対し、甲第13回新株予約権者1個につき、乙第4回新株予約権1個を割り当てる。

- 5 乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している第14回新株予約権(その内容は、別紙10「甲第14回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「甲第14回新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、その保有する甲第14回新株予約権に代わり、当該新株予約権者が保有する甲第14回新株予約権の合計数と同数の乙の第5回新株予約権(その内容は、別紙11「乙第5回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下「乙第5回新株予約権」という。)を発行し、交付する。また、乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日の甲の最終の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第14回新株予約権の新株予約権者に対し、甲第14回新株予約権1個につき、乙第5回新株予約権1個を割り当てる。
- 6 本計画の作成後、乙の成立の日の前日までに、別紙2、4及び6に記載された新株予約権の総数が減少した場合には、別紙3、5及び7に記載された新株予約権及び当該新株予約権の目的である株式の総数もそれに応じて調整されるものとする。

(乙の成立の日)

第6条 乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、平成29年11月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第7条 甲は、平成29年7月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、甲は、平成29年7月26日を開催日として甲の普通株式の株主による種類株主総会において、本契約の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(乙の上場証券取引所)

第8条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)(以下「JASDAQ」という。)への上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第9条 乙の設立時における株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第10条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力発生)

第11条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認を得られなかった場合、乙の普通株式のJASDAQへの上場について株式会社東京証券取引所の承認を得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。)を得られなかった場合は、その効力を失う。

本移転計画の作成を証するため、次に記名・押印する。

平成29年6月19日

甲：神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
株式会社メガネスーパー
代表取締役社長 星崎 尚彦

(別紙1)

株式会社ビジョナリーホールディングス 定款

第1章 総 則

（商号）

第 1 条 当社は、株式会社ビジョナリーホールディングスと称し、英文では VISIONARY HOLDINGS CO. , LTD. と表示する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1．眼鏡の販売
- 2．コンタクトレンズの販売
- 3．眼鏡用レンズ・フレームの製造、販売
- 4．眼鏡販売業用機の販売、賃貸業
- 5．眼鏡販売加盟店の募集並びに経営の指導
- 6．補聴器の販売
- 7．ゴルフ場、ゴルフ練習場の経営及びゴルフ会員権の売買
- 8．旅館及び食堂、喫茶店の経営
- 9．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- 10．ロイヤルゼリー粒、蜂の巣の加工品等の健康食品、清涼飲料水の販売
- 11．化粧品の販売
- 12．時計、貴金属及び宝飾品の販売
- 13．古物営業法に基づく古物商
- 14．損害保険の募集に関する業務
- 15．眼鏡等の学校の経営
- 16．フランチャイズチェーンの経営及び募集
- 17．経営コンサルティング
- 18．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、3億5000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	3億5000万株
A種優先株式	800株
B種優先株式	1株
C種優先株式	1000株
A種劣後株式	1億1000万株
B種劣後株式	1億株

（単元株式数）

第 6 条 当社の単元株式数は、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式につき100株とし、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式につき1株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 7 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 9 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 10 条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第2章の2 A種優先株式

（A種優先配当金）

第 10 条の2 当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

（残余財産の分配）

第 10 条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

（議決権）

第10条の4 A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

（種類株主総会の議決権）

第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（A種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等）

第10条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、A種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

（A種優先株式の金銭対価の取得条項）

第10条の7 当社は、A種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得するときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

（A種優先株式の金銭対価の取得請求権）

第10条の8 A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%（以下「取得限度額」という。）を限度として、当社がA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、取得請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

（A種優先株式の譲渡の制限）

第10条の9 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

（除斥期間）

第10条の10 当社定款第51条の規定は、A種優先配当金及び、A種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

第2章の3 B種優先株式

（B種優先配当金）

第10条の11 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1

株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対するC種優先配当金（当会社定款第10条の21に定義するC種優先配当金をいう。第10条の18において同じ。）の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにB種優先配当金の支払に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

（残余財産の分配）

第10条の12 当会社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

（議決権）

第10条の13 B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

（種類株主総会の議決権）

第10条の14 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等）

第10条の15 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当会社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当会社は、B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

（B種優先株式の金銭対価の取得条項）

第10条の16 当会社は、B種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

（B種優先株式の株式対価の取得請求権）

第10条の17 B種優先株主は、平成29年11月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式及びC種優先株式100株

を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

1. 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

2. 当初取得比率

取得比率は、当初、604,400とする。

3. 取得比率の調整

(ア)当社は、B種優先株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(B種優先株式)」という。)により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}}$$

(イ)取得比率調整式(B種優先株式)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(b)当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(c)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(B種優先株式)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

(ウ)(a)取得比率調整式(B種優先株式)の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

(b)取得比率調整式(B種優先株式)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c)取得比率調整式(B種優先株式)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(B種優先株式)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

(a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

(b)本項(エ)(a)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

(c)取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(オ)本項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(B種優先株式の金銭対価の取得請求権)

第10条の18 B種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。)に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当会社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付すると引換えに、B種優先株式の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(B種優先株式の譲渡の制限)

第10条の19 譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(除斥期間)

第10条の20 当会社定款第51条の規定は、B種優先配当金の支払についてこれを準用する。

第2章の4 C種優先株式

(C種優先配当金)

第10条の21 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式(以下「C種優先配当金算定式」という。)により算出された額(以下「C種優先配当基準金額」という。)に0.07を乗じた額(ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。)の金銭

による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。)を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、当会社定款第10条の26第2項に規定する基準時価をいう。

$$\begin{array}{l} \text{C種優先配当} \\ \text{基準金額} \end{array} = 2,500,000\text{円} - \frac{\text{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}}{100} \times \text{C種優先株式の発行日における有効な基準時価}$$

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(残余財産の分配)

第10条の22 当会社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額(当会社定款第10条の26に定義する。ただし、当会社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。)相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日)から残余財産の分配日まで(初日及び分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)を加算した額を支払う。

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(議決権)

第10条の23 C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

第10条の24 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等)

第10条の25 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当会社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当会社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(C種優先株式の金銭対価の取得条項)

第10条の26 当社は、C種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額（以下「償還価額」という。）の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式（以下「償還価額算定式」という。）により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。

$$\begin{array}{r} \text{取得と} \\ \text{引換え} \\ \text{に交付} \\ \text{する金} \\ \text{銭の額} \end{array} = 2,500,000\text{円} + \frac{\text{C種優先株式の} \\ \text{発行日における} \\ \text{B種優先株式1} \\ \text{株当たりの累積} \\ \text{未払配当金相当} \\ \text{額}}{100} + \frac{\text{C種優先株式の} \\ \text{取得日における} \\ \text{C種優先株式累} \\ \text{積未払配当金相} \\ \text{当額}}{100} - \frac{\text{C種優先株式の} \\ \text{発行日において} \\ \text{B種優先株式の} \\ \text{取得請求の対価} \\ \text{として交付され} \\ \text{る普通株式の株} \\ \text{式数}}{100} \times \text{C種優先株式の} \\ \text{発行日における} \\ \text{有効な基準時価}$$

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日（平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における株式会社メガネスーパーの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。）。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。）の翌日以降、修正後基準時価決定日まで（同日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正される（かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。）。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

（C種優先株式の金銭対価の取得請求権）

第10条の27 C種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日まで間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金

及びC種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額(以下「C種優先株式取得限度額」という。)を限度として当社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付すると引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)により決定する。

(C種優先株式の譲渡の制限)

第10条の28 譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(除斥期間)

第10条の29 当社定款第51条の規定は、C種優先配当金の支払についてこれを準用する。

第2章の5 A種劣後株式

(剰余金の配当)

第10条の30 当社は、A種劣後株式を有する株主(以下「A種劣後株主」という。)に対し、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第10条の31 当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して当社定款第10条の3に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者(以下「A種劣後登録株式質権者」という。)及びB種劣後株式を有する株主(以下「B種劣後株主」という。)又はB種劣後株式の登録株式質権者(以下「B種劣後登録株式質権者」という。)に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(但し本条第1項に従い分配した残余財産分配額を除く。)及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1639円とする。

(議決権)

第10条の32 A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(種類株主総会の議決権)

第10条の33 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第10条の34 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(A種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の35 A種劣後株主は、平成29年11月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

1. 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

2. 取得比率は、当初、2.202とする。

3. (ア)当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}}$$

(イ)取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(b)当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

(ウ)(a)取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

(b)取得比率調整式(A種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c)取得比率調整式(A種)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(A種)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

(a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

(b)本項(エ)(a)の他、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

(c)取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

4.前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

第2章の6 B種劣後株式

(剰余金の配当)

第10条の36 当会社は、B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第10条の37 当会社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して当会社定款第10条の3に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(但し本条第1項に従い分配した残余財産分配額を除く。)及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1639円とする。

(議決権)

第10条の38 B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(種類株主総会の議決権)

第10条の39 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第10条の40 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

（B種劣後株式の普通株式対価の取得請求権）

第10条の41 B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

1. 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

2. 取得比率は、当初、1.067とする。

3. (ア)当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}}$$

(イ)取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けすることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのため

の基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (ウ)(a)取得比率調整式（B種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。
- (b)取得比率調整式（B種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (c)取得比率調整式（B種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数含まないものとする。
- (エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。
- (a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。
- (b)本項(エ)(a)の他、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。
- (c)取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

4. 前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

第3章 株主総会

（招集）

第11条 定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

（種類株主総会）

第16条の2 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は種類株主総会に準用する。

定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第10条の規定を準用する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第17条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第18条 当社の取締役は、14名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の解任）

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役的全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について、議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

前条の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の予選の効力）

第35条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第43条 当社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 計 算

（事業年度）

第48条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第49条 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による。

（剰余金の配当の基準日）

第50条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。

（配当金の除斥期間）

第51条 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

未払の配当金には利息をつけない。

（別紙2）甲第9回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権

1. 新株予約権の総数

35,640個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。但し、有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,564,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記4．に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）または割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）のうちいずれか高い方に1円を加えた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、行使価額は下記 及び に定める調整に服するものとする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（3）新株予約権を行使することができる期間

2017年11月17日から2024年11月16日とする。

（4）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4．新株予約権を割り当てる日

2014年12月2日

5．新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記3．（6）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事項

上記5.に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記10.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数に乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記11.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

10. 新株予約権の行使請求受付場所

神奈川県小田原市本町4-2-39

株式会社メガネスーパー

11. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

13. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

14. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(別紙3) 乙第1回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の総数

30,060個

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,006,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、下記4. に定める新株予約権を交付する日(以下、「交付日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、交付日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。ただし、行使価額は下記 及び に定める調整に服するものとする。

交付日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（3）新株予約権を行使することができる期間

2017年11月17日から2024年11月16日とする。

（4）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権を交付する日

2017年11月1日

5. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が上記3.(6)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事項

上記5.に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記10.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記11.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

10. 新株予約権の行使請求受付場所

東京都港区芝浦四丁目17番3号芝浦NAビル3階
株式会社ビジョナリーホールディングス

11. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

13. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

14. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(別紙4) 甲第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社メガネスーパー第11回新株予約権

2. 新株予約権の総数

24,200個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	1名	22,000個
当社執行役員	1名	2,200個

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,420,000株とする。

ただし、下記に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、下記5.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、

剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

$$C = S_0 e^{-dt} \times N(d_1) - Ke^{-rt} \times N(d_2)$$

ただし、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S_0}{K}\right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2}\right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

C：コールプレミアム

S₀：割当日の株価（原証券価格）

N(d)：正規分布関数

K：権利行使価格

e：自然対数の底

r：無リスクの利子率（リスクフリーレート）

t：予想残存期間（算定時点から権利行使期間の中間点までの期間）

ln：自然対数

σ：予想残存期間の株価変動性（ボラティリティ）

d：予想配当率

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

2015年12月4日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記4.（7）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

割当日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」（以下、「APファンド」と言う。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下、「取得日」と言う。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- （1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.（1）に準じて決定する。
- （4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5） 新株予約権を行使することができる期間
上記4.（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.（4）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- （6） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4.（5）に準じて決定する。
- （7） 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- （8） その他新株予約権の行使の条件
上記4.（7）に準じて決定する。
- （9） 新株予約権の取得事項

上記6．に準じて決定する。

8．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10．新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記11．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

11．新株予約権の行使請求受付場所

神奈川県小田原市本町4 - 2 - 39
株式会社メガネスーパー

12．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

13．新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

14．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15．発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(別紙5) 乙第2回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権

2．新株予約権の総数

24,200個

3．新株予約権の交付の対象者及びその人数並びに交付する新株予約権の数

当社取締役 1名 22,000個
当社執行役員 1名 2,200個

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,420,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記5. に定める新株予約権を交付する日（以下、「交付日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、交付日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

交付日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)における上場金融商品取引所(ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を交付する日

2017年11月1日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が上記4.(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland

Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」(以下、「APファンド」という。)が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日(以下、「取得日」という。)に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記4.(5)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4.(7)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事項
上記6.に準じて決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記11.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

11. 新株予約権の行使請求受付場所

東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階
株式会社ビジョナリーホールディングス

12. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

13. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

14. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(別紙6) 甲第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社メガネスーパー第12回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金3,000,000円(本新株予約権1個当たり金30,000円)

3. 申込期日

平成28年3月31日

4. 割当日及び払込期日

平成28年3月31日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100,000株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、

本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = (\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}) \div \text{調整後行使価額}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

100個

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額

金30,000円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初95円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が

当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 行使価額の修正

- (1) 発行会社が本新株予約権の行使価額の修正開始を決議した日、もしくは東証における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降(以下「本号事由」という。)、本新株予約権の行使価額は、第18項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたるものとする。また、本新株予約権者は、上記第18条第(1)号に定める通知を本号事由が生じてから3取引日以内に為すものとする。
- (2) 行使価額は40円(但し、第10項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとし、前項によって計算された行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。

12. 本新株予約権の行使期間

- (1) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間とする。

- (2) 第15項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
- (3) 前号以外の場合においても、本新株予約権の全部又は一部の行使の停止が必要であると当社が認めた場合、当社が指定する期間は本新株予約権の全部又は一部を行使することができない。また、当社は必要と認めた場合、上記行使の停止をいつでも取消することができる。
- なお、当社の行使指示により本新株予約権者が第18条第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を為した場合は、当社は上記行使の停止をすることができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 平成28年4月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- (2) いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の割当日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第20項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社メガネスーパー 財務グループ

20. 払込取扱場所

みずほ銀行株式会社 横浜駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上

(別紙7) 乙第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

3. 交付日

平成29年11月1日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第7項の規定に従って行使価額（第6項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = (\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}) \div \text{調整後行使価額}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第7項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の総数

68個

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初95円とする。但し、行使価額は第7項の定めるところに従い調整されるものとする。

7. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合

を含む。) 、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は交付日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 行使価額の修正

- (1) 発行会社が本新株予約権の行使価額の修正開始を決議した日、もしくは東証における当社普通株式の終値が5営業日連続して114円を上回った日以降(以下「本号事由」という。)、本新株予約権の行使価額は、第15項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知が行使請求受付場所に到達した日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。また、本新株予約権者は、上記第15項第(1)号に定める通知を本号事由が生じてから3取引日以内に為すものとする。
- (2) 行使価額は40円(但し、第7項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとし、前項によって計算された行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。

9. 本新株予約権の行使期間

- (1) 平成29年11月1日から平成30年3月31日までの期間とする。

- (2) 第12項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
- (3) 前号以外の場合においても、本新株予約権の全部又は一部の行使の停止が必要であると当社が認めた場合、当社が指定する期間は本新株予約権の全部又は一部を行使することができない。また、当社は必要と認めた場合、上記行使の停止をいつでも取消することができる。
- なお、当社の行使指示により本新株予約権者が第15条第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を為した場合は、当社は上記行使の停止をすることができない。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

11. 新株予約権の取得事由

- (1) 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- (2) いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第9項記載の新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第16項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第17項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 行使請求受付場所

東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階
株式会社ビジョナリーホールディングス

17. 払込取扱場所

みずほ銀行横浜駅前支店

18. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

19. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

20. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

(別紙8) 甲第13回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社メガネスーパー第13回新株予約権

1. 新株予約権の総数

33,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。但し、有利発行には該当しない。

3. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,300,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記 4 . に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（ 2 ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）または割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）のうちいずれか高い方に 1 円を加えた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、行使価額は下記 及び に定める調整に服するものとする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（3）新株予約権を行使することができる期間

2019年12月15日から2026年12月14日とする。

（4）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4．新株予約権を割り当てる日

2017年1月10日

5．新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記3．（6）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事項

上記5.に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記10.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数に乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記11.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

10. 新株予約権の行使請求受付場所

神奈川県小田原市本町4-2-39

株式会社メガネスーパー

11. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

13. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

14. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(別紙9) 乙第4回新株予約権の内容

新株予約権の名称 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

1. 新株予約権の総数

33,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、交付する新株予約権の数が減少したときは、交付する新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式3,300,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、下記4. に定める新株予約権を交付する日(以下、「交付日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、交付日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、61円とする。ただし、行使価額は下記及びに定める調整に服するものとする。

交付日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（3）新株予約権を行使することができる期間

2019年12月15日から2026年12月14日とする。

（4）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 新株予約権を交付する日

2017年11月1日

5. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記3.(6)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事項

上記5.に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記10. に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記11. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

10. 新株予約権の行使請求受付場所

東京都港区芝浦四丁目17番3号芝浦NAビル3階
株式会社ビジョナリーホールディングス

11. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

13. 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

14. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

(別紙10) 甲第14回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社メガネスーパー第14回新株予約権

2. 新株予約権の総数

28,000個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 2名 28,000個

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,800,000株とする。

ただし、下記に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記5.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数

を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（３）新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額を基準として、当社取締役会で定める額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、新株予約権の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受けた者の当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

ブラック・ショールズ・モデルによる算定は、次式によるものとする。

$$C = S_0 e^{-dt} \times N(d_1) - Ke^{-rt} \times N(d_2)$$

ただし、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S_0}{K}\right) + \left(r - d + \frac{\sigma^2}{2}\right) \times t}{\sigma \sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$$

C：コールプレミアム

S₀：割当日の株価（原証券価格）

N(d)：正規分布関数

K：権利行使価格

e：自然対数の底

r：無リスクの利率（リスクフリーレート）

t：予想残存期間（算定時点から権利行使期間の中間点までの期間）

ln：自然対数

：予想残存期間の株価変動性（ボラティリティ）

d：予想配当率

（４）新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

2017年7月13日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が上記4.(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

割当日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」(以下、「APファンド」と言う。)が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日(以下、「取得日」と言う。)に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記4.(5)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記４．（７）に準じて決定する。

（９） 新株予約権の取得事項

上記６．に準じて決定する。

８．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

９．新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

１０．新株予約権の行使請求および払込みの方法

- （１）新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記１１．に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。
- （２）上記（１）の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記１２．に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

１１．新株予約権の行使請求受付場所

神奈川県小田原市本町４ - ２ - 39
株式会社メガネスーパー

１２．新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

１３．新株予約権の行使の効力発生時期等

- （１）新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- （２）当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

１４．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

１５．発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

（別紙11）乙第5回新株予約権の内容

１．新株予約権の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

２．新株予約権の総数

28,000個

３．新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 2名 28,000個

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は、当社普通株式2,800,000株とする。

ただし、下記 に従い新株予約権1個あたりの目的である株式の数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めるときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、53円とする。

交付日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めるときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記行使価額調整式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記行使価額調整式において「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数

を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

（３）新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

（４）新株予約権を行使することができる期間

2020年12月4日から2025年12月3日とする。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

2017年11月1日

6. 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が上記4.（7）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」（以下、「APファンド」と言う。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下、「取得日」と言う。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の各号の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記4.(5)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(7)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事項

上記6.に準じて決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が指定した所定の様式の権利行使請求書等の必要書類を下記11.に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数及び付与株式数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて下記12.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

11. 新株予約権の行使請求受付場所

東京都港区芝浦四丁目17番3号芝浦NAビル3階
株式会社ビジョナリーホールディングス

12. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

13．新株予約権の行使の効力発生時期等

（1）新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。

（2）当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

14．本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

15．発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

以上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

	株式会社ビジョナリーホールディングス（完全親会社・持株会社）	株式会社メガネスーパー（完全子会社）
株式移転比率	1	1

(注) 1．本株式移転に伴い、メガネスーパーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、同様にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式についても、それぞれ1株に対して持株会社の同じ種類株式1株を割り当てることといたします。なお、当社の単元株式数は、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式につき100株とし、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式につき1株とします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式	158,931,034株
A種優先株式	800株
B種優先株式	1株
C種優先株式	320株
A種劣後株式	30,318,181株
B種劣後株式	56,603株

上記新株式は、平成29年4月30日時点におけるメガネスーパーの発行済株式総数を基に算出しております。但し、本件株式移転の効力発生に先立ち、メガネスーパーの発行済株式総数が変化した場合（B種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の転換が行われた場合を含みます。）には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本件株式移転の効力発生時点においてメガネスーパーが保有する自己株式に対しては、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなります。

2．株式移転比率の算定根拠等

本件株式移転は、メガネスーパー単独による株式移転によって持株会社（完全親会社）である当社を設立するものであり、株式移転直前のメガネスーパーの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有するメガネスーパーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てることといたしました。また、同様にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式についても、それぞれ1株に対して当社の同じ種類株式1株を割り当てることといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3．本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メガネスーパーが発行している新株予約権については、当社は、メガネスーパー新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて同等の当社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。なお、メガネスーパーは新株予約権付社債を発行しておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

メガネスーパーの株主のうち、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年7月26日開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をメガネスーパーに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、メガネスーパーが株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、メガネスーパーの株主のうち、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

メガネスーパーの株主による議決権の行使の方法としては、平成29年7月26日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、メガネスーパーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、メガネスーパーに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成29年7月25日午後5時15分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、メガネスーパーに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成29年7月20日までに、メガネスーパーに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、メガネスーパーは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるメガネスーパーの株主名簿に記載又は記録されたメガネスーパーの株主に割り当てられます。株主は、自己のメガネスーパーの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

新株予約権買取請求権の行使の方法について

メガネスーパーの新株予約権者が、メガネスーパーに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される新株予約権は、本株式移転に際して、基準時におけるメガネスーパーの新株予約権者名簿に記載又は記録されたメガネスーパーの新株予約権者に割り当てられます。株主は、自己のメガネスーパーの新株予約権が記録されている振替口座に、当社の新株予約権が記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、メガネスーパーは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、メガネスーパーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、メガネスーパーの本店において平成29年7月11日より備え置く予定であります。

は、平成29年6月19日開催のメガネスーパーの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、メガネスーパーの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、メガネスーパーの営業時間内にメガネスーパーの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成29年 4月30日（日）
株式移転計画書承認取締役会	平成29年 6月19日（月）
株式移転計画書承認定時株主総会	平成29年 7月26日（水）予定
メガネスーパー上場廃止日	平成29年10月27日（金）予定
株式移転期日・当社設立日	平成29年11月 1日（水）予定
当社設立登記日	平成29年11月 1日（水）予定
当社会社上場日	平成29年11月 1日（水）予定

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

メガネスーパーの株主のうち、普通株式、A種劣後株式及びB種劣後株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成29年7月26日開催予定の株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をメガネスーパーに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、メガネスーパーが株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

また、メガネスーパーの株主のうち、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の株主が、メガネスーパーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

さらに、メガネスーパーの新株予約権者が、メガネスーパーに対して会社法第808条に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、メガネスーパーが上記株主総会の決議の日(平成29年7月26日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるメガネスーパーの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらメガネスーパーの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期 (参考)
決算年月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
売上高 (千円)	15,969,260	14,911,237	14,291,174	15,707,211	17,892,055
経常利益又は損失() (千円)	1,654,891	2,450,874	987,878	421,531	336,538
当期純利益又は損失() (千円)	2,292,702	2,627,504	1,487,240	260,915	110,726
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	50,000	2,068,455	230,002	659,690	812,170
発行済株式総数 (株)	48,528,884	155,379,446	165,379,766	181,454,366	189,306,939
純資産額 (千円)	2,115,218	93,794	969,326	196,821	420,862
総資産額 (千円)	11,702,995	12,469,325	11,035,813	12,335,912	13,396,780
1株当たり純資産額 (円)	232.54	32.30	44.12	22.61	11.11
1株当たり配当額 (円)					
(1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は損失() (円)	168.79	87.81	25.25	2.51	0.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)				0.87	0.17
自己資本比率 (%)	18.1	0.8	8.9	1.1	2.1
自己資本利益率 (%)					38.8
株価収益率 (倍)	0.8	0.4	1.9	25.9	169.23
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,228,289	1,944,615	1,146,583	1,072,975	976,246
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	166,793	126,305	414,196	452,294	627,265
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,287,998	3,028,264	364,403	714,380	193,002
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	491,934	1,701,889	1,333,906	2,668,967	3,210,951
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	1,011 (200)	923 (223)	874 (243)	971 (238)	1,173 (214)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成25年4月期から平成27年4月期につきましては、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3. 平成25年4月期から平成28年4月期の自己資本利益率につきましては、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。

4. 従業員数につきましては、()内に外書で準社員、嘱託社員及びパート社員数を示しております。

5. 第37期から第40期までは、連結財務諸表を作成しておりませんので、個別経営指標等の数値を記載しておりません。

6. 本表には平成29年4月期の数値を記載しておりますが、平成29年4月期の数値につきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

- 平成29年6月19日 株式会社メガネスーパーの取締役会において、株式会社メガネスーパーの単独株式移転による持株会社「株式会社ビジョナリーホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 平成29年7月26日 株式会社メガネスーパーの株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社メガネスーパーがその完全子会社となることについて決議(予定)
- 平成29年11月1日 株式会社メガネスーパーが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ市場(スタンダード)に上場(予定)

なお、株式会社メガネスーパーの沿革につきましては、メガネスーパーの有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパー及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

メガネスーパーグループは、株式会社メガネスーパーと子会社4社で構成され、眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売を主要業務とする眼鏡等小売業を行っております。

なお、事業系統図については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 取引関係」に記載のとおりです。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの平成29年4月30日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

(平成29年4月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
眼鏡等小売事業	1,082(165)
通販事業	6(3)
全社(共通)	85(46)
合計	1,173(214)

注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 ()内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーについては、平成20年1月以降地域ごとにユニオンメガネスーパー支部が結成されておりましたが、平成20年4月、UIゼンセン同盟に統合の合意を受けUIゼンセン同盟メガネスーパー労働組合が結成されました。平成29年4月30日現在の組合員数は1,136名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により株式会社メガネスーパーの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における株式会社メガネスーパーの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。

株式会社メガネスーパーの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において株式会社メガネスーパーが判断したものです。

1．眼鏡等小売事業について

(1) 出店政策について

当社グループは、主に賃借店舗によって眼鏡商品、コンタクトレンズ用品等の小売業を行っております。グループ全体の店舗数は平成29年4月30日現在、351店舗となっております。

当社グループの出店方針は、「すべて直営店である」という点にあります。

- ・フランチャイズ展開した場合に比べ、会社の方針、施策等を迅速かつ適切に実施できる。
- ・店舗管理が容易かつ機動的に実施できる。
- ・出退店、改装等が臨機応変に実施できる。

等のメリットがある一方で、出店費用、人件費や付加価値需要層にアイケア商品・サービスを提供するための技術力等人材育成のコスト負担が大きくなるというリスクを負うこととなります。

今後も多様化する顧客ニーズを的確に把握し、業界を取り巻く環境の変化に迅速に対応することを重視し、直営店展開を基本とする方針ですが、出店費用、人件費や人材育成等のコスト負担が大きくなるというデメリットが、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性はあります。

店舗に係る設備投資につきましては、自己資金の範囲内で行うことを基本方針としております。物件ごとに商圏、競合状況、投資効果等を総合的に勘案し、新規出店に加え、既存店活性化策（改装、近隣への移転や店舗面積の縮小等の店舗収益力の強化策）を継続して進めていく方針であります。

上記の出店方針を当面継続する予定であります。物件確保の状況により出店政策上、出店時期や出店予定数の変更等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 敷金及び保証金について

当社グループでは、賃借による出店を基本としております。このため、店舗用物件に契約時に賃貸人に対して敷金及び保証金を差し入れております。敷金及び保証金の残高は、平成29年4月30日現在、2,946百万円(総資産に対する割合22.0%)であります。

当該敷金及び保証金は、期間満了等による賃貸借契約解約時に契約に従い返還されることになっております。また、当社グループでは賃貸人に預託している当該敷金及び保証金について、原則として賃貸人が賃料差押・競売になった際の保全として債権保全条項(支払賃料と敷金及び保証金との相殺等)を契約書・保証金に明示しております。しかしながら、賃貸側の経済的破綻等不測事態の発生によりその一部または全額が回収出来なくなる可能性があります。また、契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って契約違約金の支払が必要となる場合があります。

(3) 法的規制等について

コンタクトレンズ販売等に関する規制等

眼鏡等小売事業における販売品目のうち、コンタクトレンズ及び補聴器は、平成17年4月1日施行の薬事法(現医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法))に伴い改正前の「医療器具」から改正後は「高度管理医療機器」に該当することになりました。これに伴い、当該品目の販売については、従前の届出制から、許可制となりました。このため、当社グループでは、薬機法第39条の規定に基づき、店舗ごとに所在地の都道府県知事に対し、厚生労働省令に定める「高度管理医療機器等販売許可申請書」等を提出し、許可を得たうえで販売を行っております。

また、販売を行う店舗においては薬機法第2条の規定に基づき、「高度管理医療機器等営業管理書」の配置が義務付けられております。なお、上記許可の有効期限は6年間となっており、更新時にはその都度申請が必要となります。さらに、同法に定める遵守事項に違反する等、一定の事由に該当した場合、当該許可が取消されることもあります。

さらに、コンタクトレンズを使用するための検眼、処方箋の発行、装用指導等は医業(医療行為)とみなされ、医師法第17条の規定により当該行為は医師でなければ出来ないこととされております。加えて医療法第7条の規

定により、医療の提供と営利事業であるコンタクトレンズの販売店は、分離独立していることが求められております。このため当社グループでは、医師の処方箋に基づきコンタクトレンズを販売する等、自ら医療の提供は行わず、専ら販売行為のみを行っております。

なお、眼鏡販売の際に店舗従業員が行う度数検査が医療行為であるか否かについて、法的に明確な定めはありませんが、眼鏡小売業界では慣行的に「医療行為ではなく、顧客が自分にあった度数のレンズを選ぶためのサポート行為」と位置づけられております。ただし、当社グループでは十分な技術的な裏付けが必要であると認識しており、安全かつ確実な度数検査を実施できる技術者の育成に注力しております。

眼鏡にかかる製造物責任

眼鏡は「フレーム」、「レンズ」という部品を組み合わせることで完成させるため、出来上がった眼鏡は「製造物」とみなされ、製造物責任法(PL法)の適用を受けます。

(4) 競合について

眼鏡小売市場は、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT(Visual Display Terminals)の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっている中、業界各社にとっては、これらの需要を着実に取り込むためのタイムリーな店舗展開、消費者ニーズを的確に捉えた店舗コンセプト及び商品戦略が、業績拡大のための大きな課題となっております。

このような環境の中、業界各社による市場シェア拡大のための出店競争は熾烈さを極めております。当社グループは、効率的な出店政策及び顧客ニーズにあった店舗展開に加え、目の健康プラットフォームを通じて「アイケア」領域で親和性が高いメガネチェーン店のロールアップを戦略的に展開していく方針であります。しかしながら、今後の市場動向、競合の進展状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 人材の育成について

当社グループは、直営店方式による眼鏡等小売チェーンの全国展開をしており、またアイケアカンパニーである店舗従業員の育成は重要な経営課題であります。

このため、当社グループにおいては、「アイケア」を軸とした本社研修及びセミナー等、研修制度の充実化に努めるなど、アイケア人材の育成に注力しております。

しかしながら、出店政策に合わせたアイケア人材の確保・育成に遅れが生じる場合、充実した育成がなされなかった場合等、顧客に対するアイケアサービスの低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の取引先の依存度について

主要仕入品目である眼鏡レンズ及びコンタクトレンズに関し、当社グループでは多数の仕入先と取引を行っておりますが、眼鏡レンズの主要仕入先であるHOLTジャパン株式会社からの仕入高は、平成29年4月期877百万円(眼鏡レンズ仕入高に占める割合76.8%)となっております。また、同様にコンタクトレンズに関し、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社からの仕入高は、平成29年4月期1,147百万円(コンタクトレンズ仕入高に占める割合34.4%)となっております。なお、両社とは取引基本契約書を締結し、取引関係は安定的に推移しております。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経営上の重要な契約等については同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるメガネスーパーの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成29年11月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	1,000
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	100,000,000
合計	560,001,801

【発行済株式】

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	158,931,034株 (注)2	東京証券取引所JASDAQ 市場(スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、単元株 式数は100株です。
A種優先株式	800株	-	単元株式数は1株であります。 (注)5、6
B種優先株式 (注)3	1株	-	単元株式数は1株であります。 (注)4、6
C種優先株式 (注)3	320株	-	単元株式数は1株であります。 (注)4、6
A種劣後株式 (注)3	30,318,181株	-	単元株式数は100株であります。 (注)4、6
B種劣後株式 (注)3	56,603株	-	単元株式数は100株であります。 (注)4、6
合計 (注)1	189,306,939株	-	-

(注) 1. メガネスーパーの発行済株式総数189,306,939株(平成29年4月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. メガネスーパーは、当社の普通株式について東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に新規上場申請を行う予定です。
3. B種優先株式、C種優先株式及びA種劣後株式並びにB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等
- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
- 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 2 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」における「第2章の3 B種優先株式」、「第2章の4 C種優先株式」、「第2章の5 A種劣後株式」、「第2章の6 B種劣後株式」をご参照ください。
- (2) 所有者との間の取決めの内容
- 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- B種優先株式、C種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。なお、その詳細については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」における「第2章の3 B種優先株式」、「第2章の4 C種優先株式」、「第2章の5 A種劣後株式」、「第2章の6 B種劣後株式」をご参照ください。
- 売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- B種優先株式、C種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。なお、その詳細については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」における「第2章の3 B種優先株式」、「第2章の4 C種優先株式」、「第2章の5 A種劣後株式」、「第2章の6 B種劣後株式」をご参照ください。
5. A種優先株式の内容については、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約 2 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社ビジョナリーホールディングス 定款」における「第2章の2 A種優先株式」をご参照ください。
6. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、A種劣後株主及びB種劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、メガネスーパーが発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その有するメガネスーパーの新株予約権に代えて同等の当社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	30,060個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,006,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>159,318,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2017年11月17日から2024年11月16日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)</p>
新株予約権の行使の条件	<p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(注) 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第9回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	24,200個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,420,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	128,260,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）</p>
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。</p> <p>交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」（以下「APファンド」という。）が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日（以下「取得日」という。）に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙5「乙第2回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

（注）株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第11回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	68個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株（当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。）。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。</p> <p>本届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は40円（但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 10,000,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は400,000,000円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。</p>

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。</p> <p>但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>950,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1.平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2.いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7.合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

(注) 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第12回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	33,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1.本新株予約権の目的である株式の総数は、3,300,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3.新株予約権の内容 (1)新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2.付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2.行使価額は、61円とする。</p> <p>但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3.新株予約権の内容 (2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,300,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(注) 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第13回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	28,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>148,400,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 53円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2020年12月4日から2025年12月3日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずば銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)</p>
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の内容 (7) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。</p> <p>交付日後、「眼鏡・補聴器革新株式会社」「投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け」「AP Cayman Partners II, L.P.」「Japan Ireland Investment Partners」「フォーティーツー投資組合」(以下「APファンド」という。)が、その保有する総株主の議決権の1%以上の当社株式を譲渡し、かつ、総株主の議決権の50.1%超を合計して保有する当社株主ではなくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日(以下「取得日」という。)に、当社は新株予約権の全部又は一部を、新株予約権1個あたり、その本源的価値に付与株式数を乗じた金額で取得することができる。なお、一部取得の場合は、所有新株予約権数に応じた按分比例の方法による。また、本源的価値とは、取得日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から行使価額を引いた額に相当するものとし、但し、同終値が行使価額を下回る場合は0円とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙11「乙第5回新株予約権の内容」記載の「7. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(注) 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第14回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成29年11月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年11月1日	189,306,939	189,306,939	257,939	257,939	257,939	257,939

(注) メガネスーパーの発行済株式総数189,306,939株(平成29年4月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるメガネスーパーの平成29年4月30日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

・普通株式

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	28	140	21	73	42,516	42,781	
所有株式数 (単元)		358,756	57,905	289,607	112,093	828	769,921	1,589,110	20,034
所有株式数 の割合(%)		22.58	3.64	18.23	7.05	0.05	48.45	100.00	

(注) 1. 自己株式 103,575株は、「個人その他」に1,035 単元、「単元未満株式の状況」に75 株含まれておりま
す。

2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券振替機構名義の株式が 2 単元含まれております。

・A種優先株式

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				2				2	
所有株式数 (単元)				800				800	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

・B種優先株式

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	

所有株式数 (単元)				1				1
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00

・ C種優先株式

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				2	2			4	
所有株式数 (単元)				144	176			320	
所有株式数 の割合(%)				45.00	55.00			100.00	

・ A種劣後株式

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				2	2			4	
所有株式数 (単元)				136,399	166,780			303,179	
所有株式数 の割合(%)				44.99	55.01			100.00	

・ B種劣後株式

平成29年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)							1	1	
所有株式数 (単元)							566	566	
所有株式数 の割合(%)							100.00	100.00	

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるメガネ
スーパーの平成29年4月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

・ 所有株式数別

平成29年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	32,269	17.06

眼鏡・補聴器革新株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1-28 虎ノ門タ ワーズオフィス17階	21,193	11.20
投資事業有限責任組合アドバン テッジパートナーズIV号・適格 機関投資家間転売制限付分除外少 人数投資家向け無限責任組合員株 式会社AP I V G P	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	19,011	10.05
AP CAYMAN PARTNE RS, L.P.(常任代理人 河原正幸)	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED 190 BLGIN AVENUE, GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9005 CAYMAN ISLANDS (東京都港 区虎ノ門)	13,266	7.01
JAPAN IRELAND IN VESTMENT PARTNER S(常任代理人 河原正幸)	33 SIR JOHN ROGERSON' S QUAY, DUBLIN 2, IRELA ND(東京都港区虎ノ門)	11,529	6.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	3,305	1.75
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	1,946	1.03
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	1,334	0.71
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	1,267	0.67
GOLDMAN SACHS IN TERNATIONAL(常任代 理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	133 FLEET STREET LOND ON EC4A 2BB U.K.(東京都港区 六本木)	1,237	0.65
計		106,364	56.22

(注)上記のほか、メガネスーパー所有の自己株式が103千株(0.05%)があります。

・所有議決権数別

平成29年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	322,697	17.06
眼鏡・補聴器革新株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1-28 虎ノ門タ ワーズオフィス17階	211,938	11.20
投資事業有限責任組合アドバン テッジパートナーズIV号・適格 機関投資家間転売制限付分除外少 人数投資家向け無限責任組合員株 式会社AP I V G P	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	190,115	10.05
AP CAYMAN PARTNE RS, L.P.(常任代理人 河原正幸)	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED 190 BLGIN AVENUE, GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9005 CAYMAN ISLANDS (東京都港 区虎ノ門)	132,665	7.01
JAPAN IRELAND IN VESTMENT PARTNER S(常任代理人 河原正幸)	33 SIR JOHN ROGERSON' S QUAY, DUBLIN 2, IRELA ND(東京都港区虎ノ門)	115,298	6.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	33,059	1.75
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	19,469	1.03
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	13,348	0.71

フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	12,678	0.67
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.(東京都港区六本木)	12,373	0.65
計		1,063,640	56.22

株式の種類 : 普通株式(1単元の株式数 100株)、A種劣後株式(1単元の株式数 100株)、B種劣後株式(1単元の株式数 100株)

各社保有状態

会社名	普通株式	A種劣後株式
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け無限責任組合員株式会社AP GP	6,224千株	12,787千株
AP Cayman Partners II, L.P.	4,343千株	8,923千株
Japan Ireland Investment Partners	3,774千株	7,754千株
フォーティーツー投資組合	415千株	852千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるメガネスーパーの平成29年4月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

(平成29年4月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1 C種優先株式 320		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)普通株式 103,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 158,807,500 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 56,600	1,588,075 303,179 566	(注)2
単元未満株式	普通株式 20,034 A種劣後株式 281 B種劣後株式 3		(注)3
発行済株式総数	189,306,939		
総株主の議決権		1,891,820	

- (注) 1. 普通株式は、権利内容に何ら限定のない株式会社メガネスーパーにおける標準となる株式であります。また、種類株式の内容については、1.株式等の状況(1)株式の総数 発行済株式 に記載しております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。
- また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。
3. 単元未満株式の普通株式には株式会社メガネスーパー所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成29年11月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となるメガネスーパーの平成29年4月30日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

(平成29年4月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4-2-39	103,500		103,500	0.05
計		103,500		103,500	0.05

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

1.平成26年11月17日取締役会決議（注）1

取締役会決議年月日	平成26年11月17日（注）1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー従業員216名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年4月30日現在のメガネスーパー第9回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

2.平成27年11月19日の取締役会決議（注）1

取締役会決議年月日	平成27年11月19日（注）1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー役職員2名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1 株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年4月30日現在のメガネスーパー第11回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

3.平成28年12月15日の取締役会決議（注）1

取締役会決議年月日	平成28年12月15日（注）1
-----------	-----------------

付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー従業員400名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1 株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年4月30日現在のメガネスーパー第13回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

4.平成29年6月28日の取締役会決議（注）1

取締役会決議年月日	平成29年6月28日（注）1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー役員2名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1 株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年7月10日現在のメガネスーパー第14回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして、早期の配当再開を目指しております。株主様への安定的な配当に寄与し、内部留保につきましても企業体質の強化及び将来の利益確保のための配慮、事業拡大と財務体質の強化に努めてまいり所存です。

しかしながら、中長期的な経済状況や経営環境などを勘案し、財務体質の強化や充実を図っていく必要性に加えて、分配可能額がマイナスであることから、誠に遺憾ながら当事業年度は株主様のご支援にお応えすることが出来ず、当期中間及び期末配当金を無配とさせていただきました。次期（平成30年4月期）配当につきましても、当期同様中間及び期末を無配とさせていただきます。引き続き、「目の健康プラットフォームを通じた同業ロールアップの戦略的な展開」、「技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域における成長加速」を柱とする成長戦略を推進し、収益力の増強を図るとともに、将来にわたる安定した配当原資の確保を行ってまいります。

現状では無配となりますが、配当財源を確保し早期に配当を実施できるよう努めてまいります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるメガネスーパーの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月
最高(円)	287	157	117	108	107
最低(円)	90	28	28	41	50

(注) 株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	107	107	98	76	69	81
最低(円)	58	80	66	63	63	67

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性9名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)

取締役社長 (代表取締役)	執行役員 店舗運営 本部長	星 崎 尚 彦	昭和41年10月27日 生	平成元年4月 平成12年1月 平成15年1月 平成18年1月 平成21年2月 平成23年10月 平成25年6月 平成25年7月	三井物産㈱入社 ㈱フラーージャコージャパン代表取締役就任 ㈱ブルーノマリジャパン代表取締役就任 ㈱バートンジャパン代表取締役就任 コンサルティング会社設立代表取締役就任 株式会社クレッジ代表取締役就任 株式会社メガネスーパー執行役員副社長就任 株式会社メガネスーパー代表取締役社長 (現任)	(注) 4	普通株式 45,500 B種劣後 株式 56,603
取締役	執行役員	束 原 俊 哉	昭和41年1月25日 生	平成2年4月 平成9年6月 平成19年6月 平成23年10月 平成24年1月 平成24年5月	株式会社富士銀行入行 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社 ㈱ダイアナ取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 (現任)	(注) 4	
取締役	執行役員	小 坂 雄 介	昭和50年8月20日 生	平成10年4月 平成15年3月 平成23年10月 平成24年1月 平成24年5月	㈱日本興業銀行入行 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社 クラシエホールディングス㈱、クラシエ ホームプロダクツ㈱、クラシエ製薬㈱、ク ラシエフーズ㈱取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役執行役員 (現任)	(注) 4	
取締役	執行役員 C F O	三 井 規 彰	昭和45年10月20日 生	平成16年12月 平成19年12月 平成22年3月 平成22年3月 平成24年10月 平成27年9月 平成27年9月	株式会社クオカード入社 株式会社タスコシステム取締役経営管理本 部長兼経営企画室長 株式会社EMCOMホールディングス取締役管 理本部長 株式会社EMCOM FINANCIAL代表取締役 株式会社アイレップ 経営推進本部長 株式会社メガネスーパー入社 株式会社メガネスーパー取締役執行役員C F O (現任)	(注) 4	普通株式 6,500
取締役		永 露 英 郎 (注)1	昭和45年5月8日 生	平成5年4月 平成10年5月 平成17年9月 平成19年1月 平成24年1月	マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 ㈱アドバンテッジパートナーズ入社 ㈱アドバンテッジパートナーズ シニア パートナー就任(現任) ㈱レイズインターナショナル取締役就任 株式会社メガネスーパー取締役就任(現 任)	(注) 4	
取締役		松 本 大 輔 (注)1、2	昭和49年3月4日 生	平成9年4月 平成17年7月 平成19年10月 平成21年10月	マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン 同社アソシエート・プリンシパル ブーズ・アンド・カンパニー株式会社 シニアエグゼクティブ・アドバイザー ルートエフパートナーズ株式会社設立 株式会社メガネスーパー代表取締役就任 (現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		吉田豊稔	昭和22年12月21日生	昭和52年10月 旧(株)メガネスーパー入社 平成4年4月 旧(株)メガネスーパー営業部課長代理 平成10年4月 旧(株)メガネスーパー流通部課長代理 平成11年5月 旧(株)メガネスーパー流通部商品1課課長 平成14年10月 株式会社メガネスーパー株式公開準備室長 平成16年5月 株式会社メガネスーパー財務部株式課次長 平成17年5月 株式会社メガネスーパー株式部長 平成19年7月 株式会社メガネスーパー取締役就任 平成21年5月 株式会社メガネスーパー事業戦略部長 平成22年7月 株式会社メガネスーパー常勤監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 17,880
監査役		杉崎茂 (注)3	昭和23年7月17日生	昭和52年4月 弁護士登録 平成5年4月 横浜弁護士会副会長 平成13年12月 厚木信用組合金融整理管財人 平成14年3月 株式会社メガネスーパー監査役就任(現任) 平成18年4月 日本弁護士連合会副会長	(注)5	普通株式 43,200
監査役		平岡久夫 (注)3	昭和21年11月13日生	昭和44年4月 日興証券(株)入社 平成元年8月 日興証券(株)証券開発部長 平成6年2月 (株)日興リサーチセンター経済調査部長 平成9年6月 日興証券投資信託委託(株)取締役調査本部長 平成11年4月 日興アセットマネジメント(株)常務執行役員 平成13年3月 (株)日興リサーチセンター取締役副理事長 平成16年10月 日興ファイナンシャル・インテリジェンス(株)副理事長 平成19年7月 株式会社メガネスーパー監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 10,000
計						普通株式 123,080 B種劣後 株式 56,603

(注) 1 取締役永露英郎氏および取締役松本大輔氏は、社外取締役であります。

2 取締役松本大輔氏は株式会社メガネスーパー第41期定時株主総会(平成29年7月26日開催予定)において、その選任を付議いたします。

3 監査役杉崎茂、平岡久夫氏は、社外監査役であります。

4 取締役の任期は、平成29年11月1日である当社の設立日から平成29年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査役の任期は、平成29年11月1日である当社の設立日から平成31年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

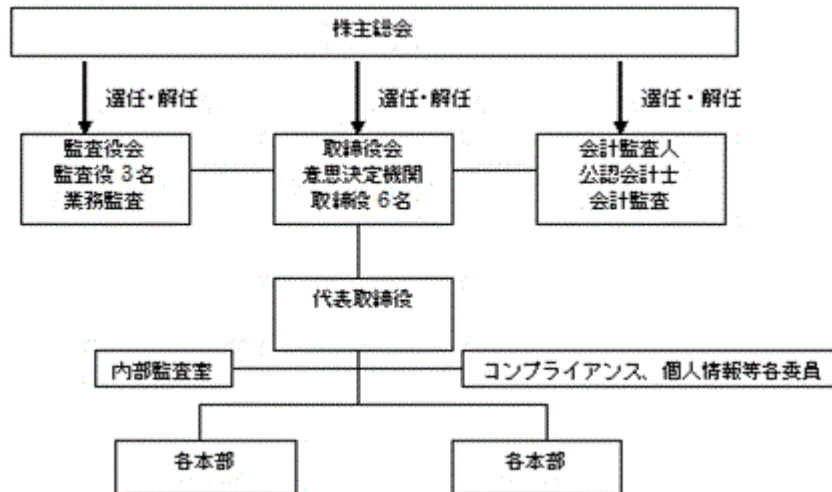
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に株主の利益を考えた上で、十分なコーポレート・ガバナンスが実施できる体制を構築いたします。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方の基本は、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化であります。また、アカウントビリティ（報告責任）とディスクロージャー（情報の適時・適切な開示）の周知徹底を図るとともに投資家に対し、積極的なIR活動を実施いたします。

会社のガバナンス体制



（企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由）

当社は、監査役制度を採用いたします。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役は独立性と専門性を重視して選任いたします。その立場から監査及び監査機能が十分担保できると考えております。このことにより当社は、この制度を採用いたします。

（会社の経営上の意思決定、内部統制システム及びリスク管理体制の状況）

当社では、取締役会は取締役6名で構成する予定です。毎月1回原則として開催し、経営全般に関する最高意思決定機関として重要事項はすべて付議され、業績の進捗・業務の監督についても議論し対策等が生じた場合、迅速に対応が図れる体制とする予定です。また、当社では監査役制度を採用し、監査役は3名、うち社外監査役2名で構成し、取締役会にも全監査役が出席し取締役の業務執行が適法かつ会社の業務運営に合致しているかについて監督を行います。また、監査役会は、定期的及び必要に応じて開催し、法令、定款等に違反のないよう監視できる体制を実施いたします。さらに会計監査においては、必要に応じて会計監査人と協議を行い社内チェック体制の強化を図ります。リスク管理体制としては、コンプライアンスについては「コンプライアンス委員会」を設置し、また平成17年4月より施行された個人情報の取扱いについては、「個人情報保護委員会」を設置し必要に応じて顧問弁護士並びにコンサルタント等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行う予定です。

役員報酬

当社は取締役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。

取締役の定数及び選任の決議要件

当社は取締役の員数は14名以内とする旨を定款に定める予定です。

取締役の選任については、株主総会において選任いたします。当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

取締役との責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ

く賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

株主総会の特別決議要件

株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。

中間配当

株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年10月31日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（「中間配当」という）を行うことができる旨を定款に定める予定です。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査はひびき監査法人に委嘱する予定であります。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成28年7月28日提出)及び四半期報告書(平成28年9月14日、平成28年12月15日及び平成29年3月16日提出)をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎決算日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1株 劣後株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (URL: http://www.meganesuper.co.jp/)
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求とする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益計算書】

該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期(自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日) 平成28年7月28日 関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第1四半期(自 平成28年5月1日 至 平成28年7月31日) 平成28年9月14日 関東財務局長に提出。

事業年度 第41期第2四半期(自 平成28年8月1日 至 平成28年10月31日) 平成28年12月15日 関東財務局長に提出。

事業年度 第41期第3四半期(自 平成28年11月1日 至 平成29年1月31日) 平成29年3月16日 関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年7月10日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月13日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月15日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月19日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

平成28年12月19日関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正報告書を平成29年1月10日に関東財務局長に提出。

平成29年6月19日関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正報告書を平成29年7月6日に関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社メガネスーパー

(神奈川県小田原市本町四丁目2番39号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)